

# 中央防災会議 防災対策推進検討会議（第8回）

## 議事録

日 時：平成24年4月26日（木）17：30～19：10

場 所：官邸2階 小ホール

- それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第8回「防災対策推進検討会議」を開会いたします。

まず、この会議の座長であります、内閣官房長官からごあいさつをいただきます。

- どうも本当に御苦勞様でございます。それぞれ、皆様、御多忙のところを御参集いただきましてありがとうございます。

本日、第8回目となります、防災対策推進検討会議は、前回に引き続きまして、各府省における防災対策の取組を議題とし、今日は、総務省、防衛省、警察庁から対応状況の御説明を受け、議論をさせていただきたいと、こんな計画でございます。

防災対策の充実、強化を図るためには、各府省の具体的な取組みについて、さまざま皆様方に御議論を深めていただいて、内容の具体化を図ることが必要だと考えております。

今後、このような議論を踏まえまして、夏ごろとずっと言っておりますが、最終報告に向けて検討を進めていくこととしておりますので、本日も闊達な御議論をお願い申し上げます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

- ありがとうございます。では、報道の皆さん、すみません。ありがとうございます。

（報道関係者退室）

- 官房長官は、公務御多忙のために、途中で御退席ということになりますが、御了解をいただきたいと思えます。

それでは、早速、議題に入っていきたいと思えます。

本日の議題は、前回に引き続きまして、各府省における防災対策の取組ということであります。

本日は、総務省、防衛省、警察庁からそれぞれの対応状況を説明していただき、これについて委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

総務省、防衛省、警察庁の順で、それぞれ大体25分程度の説明ということでお願いをしたいと思います。残りの時間があれば、全体を通した議論を行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、総務省から説明をしていただきます。

○ 時間の制約もありますので、中間報告に関連して、大きく次の4点について説明をさせていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。

1つは、地域の防災力充実強化のための支援、2つ目は、ワンランク上の消防防災インフラの強化、3つ目、大規模災害時における通信確保の在り方、4つ目、地方公共団体の現場の意見を踏まえた関連制度の見直しでございます。

まず、1ページをお開きください。地域の防災力充実強化のための支援についてありますが、中間報告では、消防職員、消防団員と避難支援者の安全確保のため、避難支援者の行動のルールの方針を進めるべきこと。地域防災力の強化を図るべきことが盛り込まれています。

東日本大震災では、地域の災害対応の核となる、消防職団員に献身的な活動をいただきました。

一方で、多くの犠牲者が生じることとなってしまいました。死者、行方不明者、消防職員27名、消防団員254名、こうしたことから、消防団員の安全装備品、ライフジャケット、トランシーバーなどについて、昨年度の3次補正予算で措置するとともに、本年3月に消防団の退避ルールを明確にすることなどを柱とした、安全管理マニュアルの整備を全国の自治体に通知をしたところでございます。

消防本部職員、常備についても災害初期における対応策を中心に、本年4月に安全対策をまとめたところです。

2ページをお開きください。

地域の防災力については、消防機関のみならず、自主防災組織を含めた総合力を高めることが不可欠です。

一方で、消防団員は、平成2年に100万人を割って以降、昨年4月現在で約88万人と、その低減傾向が続いています。

今後は、消防団員の処遇の改善、その7割が非雇用者であることを踏まえた、入団しやすい環境整備など、入団促進策などについて、今年の夏をめどにとりまとめることとしています。

これに関連して、本年度においては、消防団の安全対策の研修会を47都道府県で実施するほか、消防団、自主防災組織への理解を促進するためのシンポジウムなどの開催を予定しております。

また、消防職団員の惨事ストレス対策として、心のケアの専門家の派遣などを行いましたが、本年度は、中長期の観点も含めて、大規模災害時の消防職団員の惨事ストレス対策について研究会を開催することとしております。

3ページをお開きください。

②ワンランク上の消防防災インフラについてであります。

次に②であります。中間報告では、防災行政無線などの情報伝達手段の整備、緊急消防援助隊の機能充実、耐震化等の安全性の確保などの消防防災インフラの向上につい

て言及されています。

防災行政無線等については、昨年度の補正予算等による財政支援措置により、デジタル化や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備の促進などを図っております。

また、住民への災害情報伝達手段の多様化のための実証実験を実施することとしております。

4 ページをお開きください。

全国の市町村の消防本部の協力により編成されている緊急消防援助隊につきましては、東日本大震災でも大いに活躍をいただきましたが、平成 25 年度末までに 4,500 隊の登録を目標として整備を進めることとしております。本年 4 月現在で、4,429 隊の登録がなされております。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、地方財政措置等により支援を行っており、平成 22 年 3 月末現在で、75.7%となっております。

総務省としましては、今後も大規模災害に備え、財政支援による防災行政無線及び消防緊急無線のデジタル化の推進、緊急消防援助隊の体制整備と機能強化、長期に及ぶ消防応援活動を支える体制の構築、消防力の確実かつ迅速な被災地への投入を推進するとともに、引き続き、防災拠点となる公共施設等の耐震化に取り組むことといたしております。

なお、東日本大震災における緊急消防援助隊の活動状況でございますが、3 月 11 日から 6 月 6 日までの 88 日間で、総人員 3 万 684 人、延べ人員 10 万 9,919 人、3 万 1,166 隊の活動がございました。

5 ページをお開きください。

③大規模災害時における通信確保の在り方についてであります。

次に 3 点目であります。東日本大震災においては、被災地間あるいは被災地と被災地以外を結ぶ情報のやりとりが断絶したため、安否確認や救援活動、復旧活動に多大の支障が生じ、命を守るライフライン、生命線として通信手段の確保の重要性、改めて強く認識されました。

中間報告では、通信ルートの確保、整備の促進、通信手段の確保などについて言及されています。

東日本大震災では、固定通信で約 190 万回線、移動通信で最大約 2 万 9,000 局の基地局が停止しました。その原因の最も大きなものは停電です。また、安否確認等の通信量が膨大となり、いわゆる通信輻輳が発生しました。

6 ページをお開きください。

このため、発災直後には、被災地の通信手段、情報提供手段等を確保するため、総務省で保管している、約 2,000 台の衛星携帯電話等を地方公共団体等に貸与したり、高速インターネット通信の実証実験をしている技術試験衛星（きずな）の衛星通信回線を利用できるようにしました。

また、29局の災害対策臨時放送局や、災害対策に必要な無線局の免許処理等を迅速に行いました。

更に、翌4月には、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会を開催し、12月には官民が今後取り組むべき事項をとりまとめました。これを受けて、停電対策やバックアップ対策の強化など、電気通信設備の安全、信頼性の確保に必要な技術の基準の整備や携帯電話の通信輻輳対策技術などの耐災害性強化の研究開発に取り組んでいるところです。

そして、先の大震災や復興の過程で得られた知見や教訓を諸外国の方々と共有するため、本年3月に総務省と国際電気通信連合と共催で、被災地であります仙台市で50か国、約150名の参加を得て、シンポジウムを開催したところです。今後とも、大規模災害時における通信確保に向けて、以上のような事項を一層進めていきたいと考えています。

7ページをお開きください。

④地方公共団体の現場の意見を踏まえた関連制度の見直しでございます。東日本大震災に際しては、総務省としても、地方団体を支える立場から、できる限り地方の声をくみ上げることに努め、震災復興特別交付税の創設や、4回にわたって、地方税法の改正を行うなど、地方団体を税財政面から支援をいたしました。

また、全国市長会等と協力して、被災市町村のマンパワー確保のための支援なども行ってきたところです。これからの災害対策の在り方の検討に当たっても、現場において災害対策の多くを執行している地方団体の意見や実情を丁寧にくみ上げていく視点が不可欠であると考えます。

特に、大規模災害時に随時講じられる特例措置を形式化するなど、地方にとって使い勝手のよい仕組みとすることが重要と考えます。

一例を申し上げますと、例えば、前回議論のあった災害救助法について申し上げますと、現在、国が救助内容を一般基準として定めていますが、避難所の設置は、発災日から7日間としているなど、大規模災害時には不十分であると言えます。また、地方が7日間を超えて避難所を設置するなど、一般基準を超えて救助を行う際には、その都度、国への相談が必要となっています。現実には、柔軟な運用の工夫もなされたところですが、このような仕組みは、被災地の救助活動を妨げ、結果的に被災者支援の円滑な実施にはマイナスになっています。

そこで、例えば、一般基準よりも充実した大規模災害時用の基準をあらかじめ作成しておき、同基準を適用する災害を政令指定すれば、直ちに同基準を適用する仕組みを検討してはどうかと考えます。

災害関連施策を見直す際には、中間報告に指摘されているように、このような視点について、十分勘案すべきだと考えます。

以上でございます。

- ありがとうございます。それでは、皆さんから御質問、御意見をいただきたいと思っています。どうぞ。
- ありがとうございます。大変よくまとめていただいたことに感謝申し上げます。幾つか申し上げたいと思います。

まず、1ページなんですけれども、災害から命を守るための避難者支援行動の中で、自主防災組織についてどうするのか、近所のおじいちゃん、おばあちゃんを助けて逃げなければいけないというときに、特に三連動地震、津波がすぐ来ると言われているときに、どこまでどうするのかという基準、これも併せて是非考えていただければと思います。

次に、②のワンランク上の消防インフラなんですけれども、情報通信網を整備する際に、行政官の通信だけではなく、住民にどう情報を伝えるかということで、かなり最近多いのが、ソーシャルメディア、ツイッター、フェイスブックといったもので情報を流してほしいという要望があるんですが、どこまで対応できるのかということで、現場で迷いがありますので、できれば国で、こういう情報は流すべきではないかというような指針をとりまとめていただくと、現場の萎縮が取れて、普及が進むのではないかと思いますので、是非、御検討をお願いしたいと思います。

あと、エリアメールが使えるところと、使えないところと、かなりまだら模様になっていますので、エリアメールを使うときの基準のようなものを策定していただくとありがたいと思います。

次に、③の大規模災害における通信確保についてでございます。情報共有、今回、特に広域避難がなされて、被災者の情報を送り出す側の自治体と、それから受け入れている自治体で共有しなければいけないという状況になりました。一応、総務省でシステムを設計していただいたんですが、受け入れた方は、一方的に情報を出すだけで、残念ながら情報をもらえないということで十分なケアができないという問題がありました。氏名、居住地、病歴等の要援護情報は、できれば双方向の自治体で共有できるような仕組みにしていだけないかと思います。

また、日々動くものですから、1回データを出して終わりということになると、十分活用できなくて、毎週のように人が変わるところをいかに調整するかということで、双方向のシステムづくりということを御検討いただければと思います。

その際に問題になるのは、個人情報保護制度との関係でありますので、災害時要援護者の名簿の法的位置づけ等を含めて、個人情報の扱いについても併せて整理をしていただくとありがたいと思います。

また、ITの活用でGPS、GISの活用、こちらの方も、是非、進めていただければと思います。

次に④の地方公共団体の現場の意見を踏まえた関連制度の見直し、特に7ページについて、今、御指摘をいただきました一時的な既存制度の停止や緩和、これは大変だと思

いますけれども、是非、総務省の方で政府部内をとりまとめて頑張っていたいただければと思います。

特に、いざというときに災害対応するときの環境アセスメントの手續があると進まないとか、それから、ガソリンがないのに、輸入するときに品質を守らなければいけないとか、それから、災害査定手續があるがために、事業に入れないということが、現場で生じておりますので、これは、例えば非常事態宣言みたいなものが出されたときには、政令指定でも構わないんですけれども、手續を緩和するというような制度を是非導入していただければと思います。

それから、特交の活用なんですけど、災害救助法に基づく資金使途制限というのがあるものですから、これは、総務省に支出委任をしていただいて、特交で交付するということも是非御検討いただければと思います。

私からは、以上です。

- ありがとうございます。どうぞ。
- まず1つ目に、自治体につきましては、阪神・淡路大震災のときにも兵庫県も震災直後の予算につきましては、県議会と大至急相談の上で、専決処分を行って対応したわけですが、国ベースでは阪神・淡路大震災でも東日本大震災でも法律のほとんどが臨時措置であって、一からの法律の制定が必要になってきますことから、政治状況によって遅れてしまう可能性もあります。非常時に自治体が迅速に動けるようにするためにも、国の復興対策本部の体制、復興委員会、復興基金または復興交付金という財源、復興計画など、復興をきちんと位置づけた復興基本法のようなものが必要ではないかと思えます。詳細は、政令や省令等に委ねてもいいわけなので、大枠を前もって法律で規定しておくことの必要があるうと思えます。

2つ目に、このたびの東日本大震災でも警察、消防職員、消防団員とともに、防災対応に当たった県、市町村の職員など、一般行政職員の犠牲が出ています。その実態と、今後の安全確保対策についても、前者と併せて検討、充実していくことが必要ではないかと思えます。

3点目に、緊急消防援助隊によりまして、消防職員による広域応援の仕組みは確立していますが、消防団員につきましては、域外での活動が想定されておりません。このたびの震災でも災害ボランティアとして消防団員の方々が支援に参加されたりしていました。被災地支援の活動というのは、域内での消防団活動のエンパワーメントにも大変大きくつながりますし、身分の取扱い等を含めて、消防団員の広域支援の仕組みということについても検討できるのではないかと思えます。

4点目に、災害時に発生した孤立集落については、通信の確保、道路啓開、空・海からのアプローチなど、多面的、多重的な支援が直ちに必要です。孤立集落を緊急に支援する、トータルかつ、どうしても縦割りになりがちですので、縦割りでない、横割りの体制の整備、パッケージでの支援策の検討が要るのではないかと思えます。

最後に5点目、防災拠点、避難所になる学校施設について、大規模災害が想定されるエリアなどでは、小中学校の耐震補助が、今、IS値の0.3未満で3分の2、0.3以上で2分の1ということになっていますが、その補助率の引上げですとか、あるいは高等学校についての国庫補助制度の創設、今、起債ということになっていきますので、などにつきましても検討する必要があるのではないかと。

財政力の小規模な市町村では、消防防災無線のデジタル化などの負担でさえも非常に課題になっており、なかなか組みたいけれどもできないということもありますので、そのことも併せて申し上げたいと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 地域防災力の充実強化、大変重要な部分だということ、御指摘のとおりだと思いますが、先ほど御指摘がありましたように、消防団員というのもボランティアの性格が大変強いわけです。御自分で仕事を持ちつつ消防団活動をやっておられますので、そういう意味では、大変ボランティア性格が強い中で高齢化しているという話も聞いております。

自主防災組織も、大変既存の組織で、重要な組織ではありますが、こちらでもまた高齢化で悩んでいるというようなことも聞いておりますので、地域防災の担い手を新たに育成していくというような、そういう動きも大変重要だと思います。若者や女性たちを大いに活用していくという意味では、その人材育成が更なる地域の防災力を充実させていくことにつながるのではないかと考えていて、これから大変重要な取組になっていくのではないかと考えています。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ 私の方からは、1点目は、消防職員の方がたくさんお亡くなりになったということで、災害時の活動事例を収集して、1つはデータベース化することと、安全管理の観点から、それらを分析して共有することが必要だと思います。

消防職員の方は、火災に関しては、随分そういうことが進んでいるようなんですが、災害事例については、学習の機会もなかなかないとお聞きしていますので、是非、実施していただきたいと思っています。

もう一点目は、被災地の行政機能が、職員がお亡くなりになったり、行政の拠点がなくなったりということで、現在、総務省の方ではいろいろと補填とか支援を実施されていると思うんですが、今後に向けて、それらのやり方が効果的であったのか、そうでなかったのかというところの検証を是非していただいて、今後役に立てていただけるようなところを是非実施していただきたいと思っています。

○ どうぞ。

○ 2点あるんですが、1点は、復興構想会議の提案でも書かせていただいたんですが、やはり先行的に、これから起こる災害に立ち向かわなければいけないということで、例えば、今までの消防の救助というのは、火災とか倒壊家屋からの救出だったんですが、

首都直下地震なんかを考えますと、地下空間の問題あるいはラッシュ時のターミナルの問題、いろいろありますし、また、長期的に消防自動車等あるいは救急車の燃料確保ができないとか、新しい問題が出てくる危険性があると思うんです。

ですから、この会議の下にワーキングチームをつくっていただいていますけれども、先々起こってくる被災形態に対応できるような体制をやっていただきたいと思います。

もう一つは、今、被災自治体は大変人手が不足しているわけで、これは、全国から自治体の支援という形で入っていただいているんですが、実は南海トラフの大規模地震・津波を考えますと、いずれ自分たちもそれをやらなければいけないということですから、支援ではなくて、むしろ被災地の自治体で行って学習する、研修するという形で、是非、国からの支援をお願いできないか。今は、支援する側の自治体にすべて依存しているような状況だと思うんですが、これを積極的に、被災地に行って、先にそういう行政上の学習をするというようなことを国が積極的に支援していただけたらと思います。

以上です。

○ どうぞ。

○ 今のお話を聞いていると、総論的には全く正しいことで、今までの反省に立って、次の段階をどうするかということを考えれば、確かだと思うんですが、実際、現場に行ったときに、私たちも毎年自衛隊からすべての救援隊を大きな広場とか、あるいは河川敷をつくって、県の知事が参加してやっておりました。

ところが、今回の災害地に行くと、そのレベルでは到底到達しないようなもともっとライフラインを始め、すべてが失われてしまっている。

特に、私は、東京直下地震が近いと言われているときに、あの現場に行ったときに、道路すら、普通の木造の家の残骸で通れない。電話は当然ない、すべてどうやってその現場から逃げるかということが絶対大切になると思うんですね。

特に、東京の場合、逃げていく外側の木造住宅がほとんどだと、あれが燃えたり、あるいはこれだけいっぱい川が流れているところで橋が落ちたときにどうやって救援隊が出ていくか、いろいろ考えますと、この1,000万人の人間がどうやって安全なところまで出ていくかと、出ること自体が非常に難しくなってくるだろうと思います。

ですから、いろんな一つひとつの検討も勿論必要なんですが、これから、ここがやらなければいけないのは、現場でどういうふうな逃げ方をして、何日間の食料、水、それを確保するかとか、あるいは大きなビルが、本当に地下の発電機が動くのかどうか、エレベーターを動かせるだけの力があるのかどうか、いろんなことの問題があって、一つひとつの各論を、これはもう政府だけではできませんので、各民間のビル会社からすべて含めて検討して、逃げる手段、私は、逃げる手段が最高の問題であろうと思いますので、是非、総論から各論にまで、是非、今回議論していただきたいと思います。

○ どうぞ。

○ 2つあるんですが、1つは、④の地方公共団体の現場の意見を踏まえた関連制度の見



直し、大変いいことだと思います。是非、これは省庁の所管を超えて、いろいろ問題に取り組んでいただくいい例のように思うんですね、この救助法の問題。

総務省は、全国の地方自治体と非常に密接なパイプがあるので、こういうことをやっていただくのに最適なところかと思うんですが、どういうふうに要望、意見を聞き出して、どういうふうにそれを、いわゆる今の所管の束の中にさばき直すのかの仕掛けというか、仕組みが必要のように思うんです。ある程度恒常的というか、少なくとも何年かにわたって、その辺について、是非、具体的な案をお考えいただけたらという要望が1点。

もう一つは、これも総務省だからできることという中で、被災者の安否確認が、こういう大規模な災害でも、テロの場合でも、あるいは大規模な事故の場合でも、やはり最初に皆さんが気にされるのは安否の確認をしたいということです。総務省がおつくりになられている安否確認システムがあるわけですけれども、あれは、かなり現実には地方自治体に負荷をかけるシステムであって、次の東海・東南海・南海のときにまた同じことが起きますし、首都直下でも同じことが起きるという意味からいうと、最終的には、日本全国で被災者の皆さんを受けとめるような仕組みを含めて考えていくときに、その出発点に安否確認があります。

そういう意味では、そのシステムのありようを、是非、引き続き、有効性が高まるように御検討いただければというお願いでございます。

以上です。

- ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。
- 貴重な御意見、大変ありがとうございました。全般としていろいろ参考にさせていただきたいと思っておりますが、何点かお答えを申し上げたいと思っておりますが、まず、地域の防災力をどうやって高めていくか、これは大変重要な課題ですので、引き続きよく研究をさせていただきたいと思っております。

それから、マンパワーの件について、林委員からありましたけれども、先行的な事例としては、名古屋市などは、もう大規模災害を備えて、応援するんだということで、大規模に応援してくれておりましたし、また、各市町村も積極的に応援の人員を送ってくれていまして、そのことについての費用は、総務省が全部特別交付税で対応するということになっておりますので、それぞれの自治体の負担は一応ないということで対応させてもらっております。

それから、安否確認とか、あるいは泉田委員からも住民への情報をどうやって伝達するかとか、行政間でと、そういう話がありますが、このことについては、既に一応、こういう対応をさせていただいております。

昨年4月から12月まで、電気通信事業者を始め、関係者による検討会を開催して、災害時における通信の確保のため、国、電気通信事業者等の各主体が取り組むべき事項というものをとりまとめました。

1つは、緊急時の輻輳対策。2つ目は、通信設備の被災対策、電源の確保策。3つ目が、今後のネットワークインフラの在り方。4つ目が、今後のインターネット活用の在り方。

その中で、特定地域のすべての携帯電話端末に緊急地震速報等の情報を一斉配信する、緊急速報メールというものをつくるということになりました。災害時における音声通話の輻輳の影響を受けない有効な情報伝達手段であり、各携帯電話事業者は自治体等の要望を踏まえ、提供内容の多様化に取り組むということにいたしました。

この緊急速報メールには、気象庁が情報の発信源となるもの、緊急地震速報と津波警報及び自治体が情報の発信元となるもの、避難勧告等がありまして、携帯電話の対応機種には限定がありますけれども、一応、そういうものをやるということになりまして、これを受けまして、携帯電話各社では、緊急速報メールにおいて自治体からの災害、避難情報等を配信するサービスを開始いたしました。それから、気象庁からの津波警報を配信するサービスも開始いたしました。対応可能な携帯電話の機種を拡大する。自治体の利用料金の無料化ということについても取り組んで、利用促進に精力的に取り組んでいるところでございます

総務省としては、この緊急速報メールの自治体への普及、災害時における情報伝達手段の充実にしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

- ありがとうございます。どうぞ。
- 御説明ありがとうございました。懸念される点、もう一回申し上げたいんですけれども、まず、情報の方なんですけど、災害情報をどこまで出すのかというところで、現場のためらいがあるんです。

というのは、プロの間で共有している情報というものはあるんですけれども、それをどこまで住民に流したらいいのかと、24時間対応が必要になりますので、市町村が流せるかというところ、24時間流せないで、では、夜中に起きた災害について流さなかったのは自治体の責任になるのかということになると、最初からやめておこうという話が出てくるということになりますので、どういう情報を流すということがいいのかという中身の指針みたいなものをつくってもらえないかという意味が1つです。

もう一つは、自治体職員の方なんですけど、派遣をするときに問題になるのはお金だけではなくて、実は、自治体は相当リストラをやっています。したがって、現場もめいっぱいの形で人員配置をしていますので、送ると穴ができてしまって、通常業務に影響が出るというところまで来ていますので、これは、カバーする仕組みがないと、お金を出してもらえればOKというほど単純な話ではないので、この辺りをどうするかということも是非お考えいただければと思います。

- それは、承知してやっておりますので、御安心ください。
- どうぞ。
- 経験からいいますと、今回の防災電話が全然通じなかった、2日間通じなかった。そ

れは、なぜかという、アンテナの方向性というのが非常に問題だったと、その方向は地震によって変わってしまったということで全然通じなかった。

みんな携帯電話は、恐らく2日間くらいで全部電池が切れてしまって、そういうことを考えると、少なくとも各都道府県あるいは市町村と総務省との関係がいつでも通じるようなものを持っていないと、やはりサテライトを使うものとか、そういう完全に安全なもの、完全に使えるものというのが、非常に多くもってもらわないと通じないだろうと、私たち2日間全然通じなかったということが経験で、非常に現場を助ける手段が遅れてしまったということです。

- ありがとうございます。ちょっと補足させていただくと、各検討会のそれぞれの場面で、情報と通信あるいはITの活用、もっと言えば、ハードだけではなくて、それをどういうふうに活用して危機対応をしていくかと、その課題というのは相当御指摘をいただいておりますので、そこだけ抜き出して、体系的に一度議論をする、これはまたプロジェクトチームみたいな形になりますけれども、そういう枠組みが必要かなと、今、思っております、また、そんなことも前提にしながら進めていきたいと思っております。

それから、地方の意見をしっかり組み込んで、いわゆる現場ですね、これを組み込んでいくということ、これは本当に大事なことだと思います。総務省もそういうシステムを尽くしていただいておりますが、最近、首都直下でもスタートしたんですけれども、協議会ですね、これは民間の企業も、それから制服組ですね、自衛隊や消防あるいは警察も入れて、それで各省庁を入れて、国とのネットワークをつくりながら、各県レベルあるいはブロックレベルで協議会をつくって、普段からそれを議論してもらう場と同時に、いざというときに、そのネットワークが生きてくるような、そういう体制をつくっていききたいと思っております。

首都直下では、これがスタートしたところなんですけれども、ほかの地域についても、これも頑張っていきたいと。

- 1つだけ補足をよろしいですか。先ほど、林委員からの話でしたか、実は先ほどの一般基準、災害に遭った場合の特別基準みたいなものを設けて、例えば避難所の設置だとか、炊き出し、その他、食品の給与とか、被服、寝具、その他生活必需品の給与及び貸与、そういったものなどについて、特に一般基準と特別基準をつくって、今回のような大規模災害のときには、特別基準でさっとやれるような、そんなものを検討したらいかかという提案です。

- それでは、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

- 次に、防衛省の方から説明をいただきたいと思っております。

防衛大臣政務官から、よろしく申し上げます。

- では、防衛省から御説明させていただきます。

お手元の「防衛省・自衛隊における防災対策取組について」を参考にさせていただき

ればと思います。

右下のページ数で1ページから8ページまで載っております。順次御説明させていただきたいと思っております。

まず、最初に私どもは、3月11日から8月31日まで昨年派遣実施をさせていただきました。なお、部隊の災害派遣活動については、9月9日まで継続させていただき、原子力災害派遣については、12月26日まで継続させていただきました。

これを基に、昨年の8月に中間とりまとめをさせていただき、今年の3月に中間報告という形をさせていただいております。

中間とりまとめについては、お手元にある赤字でございますが、複合災害を想定した計画の見直しや共同訓練、各省庁との態勢や要領等々でございます。

これについては、教訓事項として、平成23年の補正予算で564億及び24年度予算案についても2,440億円において、部隊輸送力の強化、原子力災害の対処能力向上などに反映させていただきました。

黄色の矢印で右の方に、これまでの対応状況で、具体的にいいますと、恐縮でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの方に体制整備の一例としまして、予算をいただいた中で部隊輸送力の強化とか、人員確保、非常勤職員導入に伴う配置転換等々、駐屯地の機能維持強化、各種メンタルヘルス等でございます。あと、健康管理とともに体制整備として予算をさせていただきました。

また、今年の3月におきまして中間報告をさせていただきます。このポイントとしましては、広域災害、大規模発生時における円滑な支援のための計画策定、指揮、命令系統の一元化。

2点目、複合災害への対応時の優先順位、担当主体の明確化。

3番目に、海外支援受入れについての体制の整備。

4番目に、人命救助を最優先にした人員、資源配分の見直しというのがポイントでございます。

それに伴いまして、1ページ目の一番下の欄に、米軍との連携強化、複合事態対応、人命救助を重視した対応というような、今後の重視事項になります。

具体的には、2ページ以降に、それぞれ数ページ報告させていただきたいと思っております。2ページ、こちらにおいては、見直しの実施及び体制の整備ということでございます。防衛省・自衛隊としては中央防災会議において、当面実施すべき首都直下地震対策をとりまとめられる旨、決定されたことを受けて、東日本大震災の教訓等を考慮しながら自衛隊地震対処計画を見直しております。

その際、従来の災害対処の構想になった日米共同を念頭に置いた計画をし、また、併せて自治体との枠組みについて検討しています。

また、24年度については、自衛隊首都直下地震対処計画を見直す予定でございます。

今後、その他の対処計画等の見直しも推進してまいります。

これに伴いまして、装備品等の充実を図るとともに、首都中枢機能確保についての政府の対応を踏まえた業務継続性 BCP の向上について検討してまいります。

次に、3 ページ、訓練による政府関係機関等の連携強化の部分でございます。これは、年 1 回を基準として、各種地震を想定した自衛隊統合防災演習を実施ということであり、

今年度の演習は、首都直下地震を想定し、関係省庁、地方公共団体、米軍及び企業等を含めて幅広く参加を求め、相互の連携強化を図るとともに、連携要領について検証する。その検証結果を自衛隊首都直下地震対処計画に反映していくと考えております。

今後、各省庁との議論を含めて政府一体となってかかる国難に備えて演習準備期間を含め、是非、この機会を活用して各種検討の進化を図っていただきたいと思っております。

次に、4 ページ、ここはちょっと私どもとしては、かなり強調させていただきたい部分でございます。まず、役割分担の明確化ということでございます。

発生当初は、どうしても、まずは何はともあれ人命救助を最優先、その後の連携によって救助活動の深みを広げていくということでございます。

そこで、8 ページをお開きいただきたいと思います。特に、ここにあるものは、非常に現場として滞ってしまった、もしくはここを改善すべきであったと、もしくはこういうマニュアルがあったけれども、作動できなかったという部分でございます。

左枠でございますか、人命救助を最優先に実施しましたけれども、各方面からさまざまな物質の輸送以来まで同時に殺到して、物質の輸送調整に多くの時間を費やすことになりました。赤字でございますが、初動の自衛隊活動で最も人命救助活動に支障を来してしまっていると。

3 段目のところに、輸送を一元的に管理せず、各機関から提供された物質をプッシュ型の輸送により、長期にわたり継続すると、大量の滞留物質が発生してしまう。仕分けや処分に多くの部分を費やすことになりました。

この処分というのは、結局、たくさんの子どものオムツとかをいただいた場合でも、これがもう満杯でこれ以上要らないということになります。ただ、物質だけそれで残ってしまう、場所を取る、処分に時間と、知事は今日いらっしゃっていますが、それが非常に労力が、実をいうと、スタートしてしばらくすると、要ることになる。

これは、結果的には、自治体の方に依頼させていただきましたが、これは、やはり民間も含めて多くのアプローチができるように、こちらから関係機関で広げていただければと御提言したいと思います。

緊急災害対策本部の必須の機能として、最後の段落でございますが、輸送能力、提供される物質及び被災者ニーズを把握するとともに、輸送の優先順位を速やかに決定する一元管理が物質輸送スキームを明確に構築することが重要であると思っております。

ただ、現在、一番下に黄色の矢印で、事務局業務マニュアルでは、常にC班、事案対処班が輸送にかかる統制を担うことになっておりますが、結果的には、混乱状況の中では、なかなか機能できていないと、この分の見直しや輸送についての強化が必要になってくると。

今のお話が、一番右の図式であるように、プッシュ型に各省庁、自治体、本部、民間企業、外国、個人と、これが一遍に来てしまうと。これは、なかなか難しいんですけども、正直私どもとしては、その中で権限を、当時の大臣が現場に移管しまして、現場の判断でということ、早急にやらせていただいたので、最終的には、皆さんの評価につながっていたんではないかと、いずれにしても、いろんな想定をしながら、このプッシュ輸送というのは、最終的には非常に滞ってしまったということを御報告させていただきたいと思います。

以上であります。

- ありがとうございます。どうぞ。
- この表を見ると、みんな公の機関のことしか考えていない。この前の災害のときに、医療品を9トン以上運んだのは医師会ですよ、そのことが1つも触れられていない。あの命を助けた薬の輸送というのは、政府は一切やっていないわけですよ。ですから、何か見ていると、例えばDMAT、DMATというけれども、実際やっていたのは、DMATはわずか2日間で帰ってしまって、全部JMATがやったわけでしょう。そういうことが全然入っていない。何か日本の国は、相変わらず、官で全部やるんだということはいいいんですが、官の中でも統制が取れていないんじゃないですか。この前の事件が起こったときも、それで、おのおのが全部勝手なことで動いていたので、私は省庁の仲間でも派閥があって、系列があって全然動いていない。

例えば、厚労省が現場に行きたいといっているけども、自分の係ではないと行かないわけですよ、やっと思ったのは11月ですよ。

ですから、私は、こういうときに民間企業とか、ただ書いてありますけれども、いろんなところで、現場に行き動いていたのは、地方公共団体と民間です。中央の官僚は全然姿が見えていなかったわけです。

ですから、私は、物事の基本を考えるときに、どうして民間というのが、ここの中に入っていないのか、これはあくまでも官僚優先、官僚でやれないでしょう、これは、やはり民間の力というものを相当中に入れないと、今後とも失敗すると思いますよ。飛行機で輸送したときだって、飛行場が何時何分にどのくらい滑走路が使えるようになって、それで運べるかということを一生涯懸命やったのは、みんな民間ですよ、それで、初めは仙台空港に降りて、花巻へ行くといったのも、花巻空港の方が使えるから、すぐそちらに降りてくれと、順番を変えてまでも、夜の夜中まで動いたのは、みんな民間ですよ。全然そういう民間の活力というものを国の防災会議が全然無視している。やはり民間の力というものを、これだけの資本主義社会で民間が力を持っているんですが、もう少し

民間というか、団体の力というものをこの中に入れないといけないと思います。

○ どうぞ。

○ 2点お願いしたいと思います。東日本大震災での物質輸送での問題点、4ページで御指摘いただいたとおりだと思うんですけども、今回、ライフラインが切れた避難場所を避難所にして物質を輸送してしまったということだと思っています。是非、自衛隊には人命救助でライフラインが切れたところから人を救助してもらって、それで、今、先生がお話になったような、民間の力で初日からボランティアが入れる、初日から民間の事業者が物質輸送できるようなところにラインを下げるということを基本戦略にしてもらって、自衛隊は人命救助を第一にやっていただくという方針で是非組み立てていただければ、自治体も民間も動きやすくなりますので、国の方針として検討していただければと思います。

2点目なんですけれども、原子力防災の話が出ておりました。新潟県の部隊も福島原発に向かったんですけども、今回、ほとんど原子力関係の装備を自衛隊が持っていないと、ホールボディーカウンターも県のものを使っていたという形になっていますので、原子力関係の装備、是非、充実をしていただきたいと思います。

ちなみに米軍が数時間以内にすべての原子力発電所に冷却キットを運ぶ体制を取っています。これは、NRCがB.5.bという9.11のテロの後につくった規定で、原発をどう守るかという規定が入っていますので、これはどの組織がいいかということがいろいろあるんですが、数時間以内に全国の原発に必ず冷却できる仕組みというものを持つとすると、自衛隊なんではないかなということだと思っていますので、政府内で是非御調整いただいて、原子力災害に対応できるような体制も取っていただければと、お願い申し上げます。

○ どうぞ。

○ 私の方から、先ほど説明していただいた、救援物質輸送の対応に関する課題ということで、実はこういう輸送スキームにしてしまったのは、私の責任もあるんですが、この段階では、民間の方々が動いていますけれども、当時の状況だけちょっと補足させていただきますと、この段階ではガソリンが絶対的に不足していたんです。それで、民間にトラックの依頼をしてもなかなか出てこられないという問題がありました。全部というか、私の記憶の中では、ほとんど自衛隊に集中しています。

それで、これは、何かあるとヘリコプターが全部自衛隊に集中しているということ、それからプッシュ輸送にしたのは、今回の震災の最大の、いろんな反省がありますけれども、自治体が被災をされていて情報発信ができないんだということに気がつくのに2か月も3か月もかかっているんです。

これは、要するに自治体から情報が上がってこないんだということを想定しないまま、上がってこないから自治体が悪いんだとがちがち言いながら、とにかく現地へ置けと、どこでもいいから置けという指示を被災者生活支援チームの当時の事務局長の私は声

高に言っていました。自治体が被災しているということ当時わからなかったんですが、とにかく情報が来ない、来ないんだったら、とにかくどんどん持っていけど、それでも被害者生活支援チームの方は限られた情報の中で、できるだけ必要なものを徐々に配分するということになっているんですが、この状況の中での1つの反省というのは、まず、1つはガソリンが絶対的に不足している中で、自衛隊がそれをもっているという唯一の組織であったということが1つありまして、その辺のところもちょっと勘案していただきたいと思います。

もう一つの反省は、先ほどの総務省の説明にも関係しますけれども、自治体が被災をするということ、これは何回も申し上げましたけれども、これは、本当に今の法制の中では想定していないことが現に起こったんだということを、これは繰り返しいろんなところで反すうしながら、いろいろと対策を考えていくことが大事だと思います。

もう一つは、民間の方々が非常に動いていただいたのも、そのとおりだと思います。今、政府の全体の総括の中でいろんな検証をしていますけれども、今、原中委員から言われた、民間の方々がどう動いたかということを検証する体制もないんですね。今、それに改めて気がつかされましたので、ここの部分はしっかり受けとめて、次の検討につなげたいと思います。

○ どうぞ。

○ このお話の中で、やはり阪神の震災以来、自衛隊の力は、本当に役に立つということで、今回、特により一層証明されたこともあって、自衛隊依存というのが本当に強くなっています。本来、自衛隊に担ってもらわなければいけない任務以上に、いろいろお願いしていることは事実なのです。やはり自衛隊は、ラストイン、ファーストアウトの戦力でないとまずい、最後に頼むところが自衛隊だと思います。一番難しく、公共性がある、緊急性があるものだけを頼む。人命救助については、自衛隊は第一に出していただいています、それ以外にもお願いすることが多分出てくると思うので、やはり公共性と迅速性と困難性という基準で何を自衛隊に頼むかというのは仕分ける必要があるのと思います。

それから、8ページです。一生懸命自衛隊につくっていただいている、左の下の、いわゆるC班のありようの見直しというのは、是非、政府の中で所管を超えて、しかも、民間も入れて、民間では、実は、東京路線トラック協会というところが受け手になるところです。彼らは、マザーデポが各地にあり、そこにはガソリンも持っていたのです。なかなか要請が来ないために動けなかったところもあるものです。ちゃんと医療であれば、医師会というような形で、いろいろ餅は餅屋というのがあると思いますので、正しい餅屋さんを探して、その人たちを是非仲間に入れて、C班のスキームを早急に見直しをいただく。

次の東海・東南海・南海では、今回以上に難しい、厳しい状況があると思いますので、是非、今から本気で、これだけはお考えをいただきたいと思っています。



以上です。

○ どうぞ。

○ 防災大臣に御質問いたしますけれども、このスキーム、これが、例えば自衛隊、いろんな省庁が動き出すときに、最高司令官として防災特命大臣が位置するんですか、要するに、いろんなところが動くことが、今回の災害のときに感じたんですが、どこも司令官がないんです。本当に、私、現場に行って、自衛隊の人たちのあの献身的な動き、一体自衛隊はだれの指令によって動いているのか、総理大臣の指令なのかどうか、全く現場では関係なく動いているわけですね。

だから、私は、こういう大規模災害が起こったときに、だれが国全体の司令官となって連絡をして、情報を発信されたところに応えるかということの、そういうシステムが非常に強力に動いていただかないといけないのではないか。

それから、さっきから出ておりましたけれども、ここに知事さんもおられますけれども、中央と知事との連絡が全くなかった。東北3県、4県に当たっては、本当に私、現場にいて、知事さんに政府にどういう連絡をしましたかと聞いたわけです。ところが、政府はどこに、自分たちの意見を聞いてくれる省庁があるのかわからないと言うんですよ、これは知事さんですよ、だから、やはり今までのシステムそのものが相当未熟だったと思いますので、恐らく、今後起こってくることに對しては、しっかりした中央政府の中の司令官というものをつくってもらわないと、やはりいけないだろうと思います。

○ 今、はっきりしているのは、総理大臣が司令官、だけれども、そこに至る情報のやりとりと、それから、どれだけ権限を移譲しながら現場の対応をしていくかと、ここがもう一回総括されないといけないということだと思いますので、そういう意味でも情報伝達、これを再整理するということだと思います。

○ 私、就任の30時間前に地震に遭遇しました。これは山古志村全村避難というのを経験しているんですけれども、自治体も被災をしたケースです。これは、わりかしうまく対応できたんですが、なぜかという、自治体ごと、丸ごと避難してもらったからということにして、そうすると連絡が取れるようになるんです。連絡が取れないというのは、発災後、5時間でわかりました。

その後、日が明けて、自衛隊に出動してもらって役場の職員も住民も二千数百人空中で避難をしていただいた。そうすると、役場機能がとりあえず回復するということがありますので、是非とも、やはり自衛隊は人を救助するというのをどう位置づけるのかというのを考えていただきたいと。

それから、ガソリンの話なんです、新潟には油槽所があるんですよ、あるのはわかっていました。わかっていないのは国なんです。現場から行くと、国が一元指揮をしようとするので、自治体が動こうとすると、動くなという指示が来てだめなんです。それで、何が起きたかという、スタンドに行くと、だめだと、次に石商に行くと、次に油槽所に行くと出してくれということをお願いしようと思ったら来ないでくれと

断られて、その晩のうちに 40 台タンクローリーが出ていくなんていうことが起きたので、これはアメリカの FEMA 型の組織を是非検討していただけないかと思うんです。地震が起きたりして通れなくなると、まず、現場が権限を持っているんです。道路を封鎖するという権限は、現場が持っている、でも、それが次第に復旧してきて、俯瞰的にバイパスをつくらなければいけないということになると、より上位の組織が調整をすると、更に大きな州を超えるようなところは FEMA が直接調整をするという形で、基本的には現場力を使わせるようにしておいて、事態が深刻になればなるほど上の組織が動く、間違っても、すべての情報をすべて本部で集めて指示するという、これをやると動かなくなるということだと思えるので、現場の知恵を動かすような、FEMA のようなオペレーションを是非日本国でもつくっていただければと、お願い申し上げます。

○ どうぞ。

○ 4 ページの中間報告の 2 つ目の○のところなんですけれども、まさにその通りかと思つて、是非やっていただきたいと思つています。

現場では、道路啓開と、その中での人命救助、それから時間が経てば、御遺体捜索という中で、どうバランスを取ってやっていくかということについて、実は、戦略立案する場がなく、意思決定者がだれかもはっきりされていないので、非常に苦慮されたような状況がありますので、是非、こういうところを検討していただければと思つています。

○ どうぞ。

○ 大規模の災害になれば、なるほど、現場に組織的に入れるのは自衛隊だと思つています。そうすると、これまでは自衛隊は、例えば災害対策本部にリエゾンオフィサーを派遣して、自治体との連携というのをやっていただいたんですが、圧倒的に自衛隊の持つられる情報が、例えば道路の啓開にしてもあった場合は、逆にそれを使わない手はないと思つています。

そうすると、何が問題かといいますと、実は、自治体の情報システムが全部ばらばらなんです。これは、自治体は連携ということを考えていませんので、ほかのところはどうなっているかというのを知らなくてもいいと、そういう過程で、例えば府県レベルでも相互乗り入れになっていないんです。ですから、例えば、自衛隊が共通のフォーマットでこういうのを出すとなると、それを取りに行こうとすると、当然、共通のコンピュータのシステムが要りますので、そういうところから、国と自治体と色々な機関との連携を可能にしていきたい。これは、これまで自治体をお願いしたら、全部ばらばらなんです。なぜかという、それは別に自分たちは困らないと思つているんです。だけれども、大規模になるとそうはいかない。連携が非常にキーワードになりますので、是非、お願いしたいと思つています。

○ 防衛省の方から、どうぞ。

○ 大変貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。また、民間という言葉と、それから統一、林さんとか原中さん、そして泉田知事からもいただきまして、本当

に、政府一体とならなければいけないんだと思いますし、また、現場の情報は、実をいうと、本当に現場だけで、最初に私が申し上げたのは、最高司令官は総理でありますし、等々ありますが、防衛大臣の方から委託して、有事ですから、その場で処理して判断しようということで、当初の部分は、ある程度賄えたと思います。その後のスタートの部分の肉づけが必要だと思いますので、非常にいい御提言をいただきましてありがとうございます。

原子力災害の能力については、先ほど細かく申し上げませんでしたでしたが、例の予算づけで、無人航空機とか無人車両とか、NBCの取得とかです。それから、イージス艦のフィルターというのも取り寄せておりますし、化学防護服も500近く手に入れさせていただいて、随時でございますけれども、随時進めさせていただいておりますので、また、御指導をいただきながらと思っております。

貴重な意見をありがとうございました。

- それでは、すみません、時間の関係もありますので、次に進めさせていただきます。警察庁ですが、よろしく願います。国家公安委員会委員長。
- 警察では、被災地警察はもとより、福島への特別派遣部隊の派遣等、引き続き、全国警察により、東日本大震災への対応を実施しているところですが、これまで得られた反省、教訓を整理し、災害に係る危機管理上の再点検及び再構築を図るため、部局横断的な災害対策検討委員会を警察庁及びすべての都道府県警察に設置し、災害対策の見直しを幅広く検討いたしております。

1 ページ、本年3月7日に報告された中間とりまとめのうち、警察が主体的に取り組むべき項目について、赤い字で示したところであります。

この4項目の推進状況について、御説明いたします。

2 ページ、津波災害における避難誘導方法等の検討であります。東日本大震災では、津波警報の発表を受け、被災県警察において、津波被害の危険性が高い沿岸部等で住民を高台に避難させるなど、迅速な避難誘導活動を実施しました。

しかし、その過程で、避難誘導活動中の警察官が津波に巻き込まれるなどして、30名の警察官が殉職いたしております。死者25名、現在、行方不明5名ということであります。

対策としては、津波災害における避難誘導において、住民や警察官に被害者を出さない、避難誘導方法について、次の点などを全国に示達をいたしております。

第1が、津波災害に対する住民の危機意識を醸成することであります。

第2が、浸水地区、避難場所、避難経路、要援護者等に関する実態を把握して、的確な避難誘導が行える基礎資料を整備することであります。

第3が、実際に避難誘導の主体となる沿岸部の警察署における津波災害に対する活動要領の見直しと、具体的な災害警備計画を作成することであります。

第4は、実際に、避難誘導に従事する警察官と、リアルタイムで情報を共有できる無

線機の整備や、タイムリミットを算出させるなど、行動ルールを策定することであり  
ます。

今後も自治体の作成するハザードマップ等に合わせて、これらの対策を不断に見直し  
てまいりたいと思います。

3 ページ、②警察の救出救助に係る対処能力の向上（1）であります。被災者の救出  
救助に当たっては、倒壊家屋や瓦れき、土砂の山積、津波による浸水が数多く見られる  
中、装備資機材や警察用航空機、ヘリコプター等を活用した救出救助活動を実施して  
まいります。

また、広域緊急援助隊や機動隊が生存者の探索、救助活動を実施、併せて災害救助犬  
も活用してまいります。

更に、警察航空機、ヘリコプターであります。それにレンジャー部隊が同乗し、地  
上からの接近が困難な現場において、救出、搬送を実施して、約 3,750 人の被災者を救  
出したしております。

今回の災害警察活動から災害発生後に直ちに多数の部隊を派遣し、長期間にわたり活  
動するための仕組みを構築する必要があると認識いたしております。

そこで、警察災害派遣隊を新設し、量的な対応能力を強化し、そして、この部隊は、従  
来の広域緊急援助隊を中核とした、発災直後からの被災地で、救出救助を行う即応部隊  
と自己完結型の部隊であります。

被災地の治安確保に当たり、一般部隊で構成いたします。更に、質的な対応能力強化  
のため、大規模な地震・津波災害や原子力災害の発生を想定した実践的訓練を実施し、  
対処能力の強化を図るとともに、津波災害に対処するために、必要な装備資機材の整備  
を推進してまいります。

加えて、消防、自衛隊等と合同による訓練を実施し、関係機関との連携を強化、更に  
捜索で必要となる重機について、建設業者等と災害時協定締結等を推進してまいります。

4 ページの②で、警察の救出救助に係る対処能力の向上。警察災害派遣隊の構成につ  
いて表のとおりであります。即応部隊は、大規模災害発生時に全国警察から直ちに被災地  
に派遣され、現地において、自活しながら救出救助等の活動を行う、約 1 万人の体制を  
確立してまいります。

一般部隊は、被災地の治安維持に必要となるパトロール、交通整理、犯罪の初期捜査  
等、各種警察活動を行う部隊で編成いたします。

5 ページ、より効率的、効果的な交通規制の実施方策についてであります。

東日本大震災において、救援のための人員、物質の輸送に、行政機関や公共機関の車両  
だけではなく、民間の車両も多数利用されました。

しかしながら、緊急交通路を通行できる車両は、これまで緊急自動車や災害応急対策  
車両など、行政機関や公共機関等の車両に限られており、民間車両の位置づけが不明確  
でありました。

そこで、医師、医薬品の搬送、道路警戒などのための民間車両の位置づけを明確にし、発災直後から緊急交通路の通行を認めることなどにより、被災地支援を円滑に行うことができるようにしてまいります。

6 ページ、犯罪の起きにくいまちづくりの推進、災害に便乗した犯罪への対処能力の向上等であります。被災県警察においては、全刑法犯認知件数は、減少しましたが、無人地域への侵入窃盗が増加したほか、災害に便乗した悪質な犯罪が散見されます。関係省庁、団体等と連携して、ATM の防犯対策を推進するとともに、引き続き、犯罪の起きにくいまちづくり等を実施するため、現在の経済社会情勢を踏まえつつ、今後、継続的に実施すべき、総合的な安全・安心まちづくりについて有識者により検討する、新たな安全・安心まちづくりに関する研究会を設置しました。

同研究会において、防災、防犯の両面に効果のある安全・安心の観点からまちづくりにも配慮した安全・安心まちづくりについて検討を行う予定であります。

東日本大震災に際し、被災地に派遣した地域警察特別派遣部隊及び特別機動捜査派遣部隊を今後の災害に備え、先に説明した警察災害派遣隊の一部、一般部隊としてあらかじめ編成、運用要領を定めて特別派遣に即応できる体制を整備します。

東日本大震災に際し、震災に便乗した詐欺事件について 98 件を認知し、68 件を検挙、これは平成 24 年 3 月末現在であります。今後の災害に備え、本震災に便乗した詐欺事件等の発生状況を集約するとともに、災害に便乗した詐欺の情報収集の在り方等について、都道府県警察を指導してまいります。

今回の震災時に行った情報発信の内容、方法等について調査を行い、それを基にして、今後の震災時における効果的な情報発信の内容、方法等も検討していきたいと思っております。以上です。

○ それでは、どうぞ。

○ 先ほどから消防、警察、自衛隊と 3 つお聞きして、現場ではかなり協力しているんですね。しかし、やはり全体の枠組みとしては、まだ、そういうところについていないところが結構あると。特に、自衛隊は、先ほどから人命救助に、最初の 3 日間くらい、72 時間は特化してほしいと、確かにそれは正直な声だと思います。そうすると、知事のおっしゃったように、自治体の機能を回復するのも、最終的には人命救助なんだと、それはそのとおりであります。

そうすると、水も、自衛隊というのは、私も経験があるんですが、非常にストイックな集団でやってくれと言われてたらノーと言わない集団なんです。それで、また、自衛隊の中の雰囲気も、やれと言ったら、ノーとは絶対に言わせないわけです。そういうことです。非常に無理がきているところもある。それが、今、声になって出てきたんだと思うんです。

それで、隊員の声を読んでも、その現場に行ってみたら、つい 2、3 時間前まで生きていたに違いないという御遺体にたくさん遭遇している、もっと早く、あと 2 時間

早く来れば、この人は助かっただろうと、本当にみんな残念に思っているわけですね。そうすると、水も食料も何もかも全部人命だというんだけれども、やはりそれは、本当に現場に、人命救助のためだけに自衛隊員を早く出すという、これが、皆さんが道を譲っていくということが重要なんだと、これもしてほしい、あれもしてほしいというのは、結局は難しいということになります。

それから、広域災害において、東京都なんかも9都県市の訓練をやっていますが、やっていると、当事者の県は一生懸命頑張るんですが、ほかのところは、胸を貸すというか、千葉県が一生懸命訓練をやっているから、ちゃんと対応しなさいと、そしてやっている。東京都がやるときは、ほかのところもやる。

特に、有明の施設を使って9都県市なんかやりますと、各県から課長クラスの方が来ているんだと思いますが、それで、こういうアセットは千葉県にあるんじゃないか、こういうアセットは埼玉県がほしい、その逆もあるんですが、そうすると、電話をかけて、千葉県庁にスタンドアップする、それで、幾つ出しましょうと、演習のときにはそうなるんですけども、現実には、千葉県だって大変だというときに、本当にそういうアセットを出してくれるのかと、そこを通る自衛隊を東京都まで、自分のところが災害を受けているのに、これは東京に行く部隊だといって、本当に東京に行くようにしてくれるなら、ちょっと助けてください、千葉県民が今、瓦れきの下にいます、そういうことになったら部隊は東京に入って来られない、そういうこともありますので、有明の施設を、自治体は訓練するに当たって、訓練するということは、訓練する側と、される側と2つあるわけですね。訓練する方が難しいわけです。そして、それを受けて、いろいろやっている方が楽なんです。

したがって、私は、自治体の危機管理チームを訓練する部隊みたいなものをどこかでつくって、そして有明に置いておくと、そこに県庁とか市役所とか、そういうところから部隊が来て訓練をして帰っていく。1つの県庁なり市役所が自分の市役所を訓練するということはものすごいことなんです。毎日、デイ・バイ・デイ・ビジネスがあるわけですから、それを訓練する側、訓練される側でやると、どうしてもやるだけと、ですから、訓練も非常に時間が短いから、消防が出てきて自衛隊と協力する前に終わりとなってしまいうんです。そうすると、これは同時にやっているわけですね、警察もやっている、自衛隊もやっている、だから何となく協力している訓練に見えても、実はほとんどなっていない。

それで点検してみて、自衛隊と警察と消防の現地における共同要領、〇〇の第32号というのを見ると、適切に協力せよと書いてあるんです。そんなもの幾らやってもしょうがないと。

そういうことで、一つ自衛隊には人命救助ということを最優先にするということはどうしても考えなければいけない。

それと、東京都では、やはり拠点病院がいかにも弱い、東京の拠点病院というのは、

非常に充実しているにもかかわらず、行って点検してみると、そこにいる患者とか、そういう人はいいんですけれども、ほかから集まってくる人たちに本当にサポートできるのか、そういう危惧があります。ですから、厚生労働大臣もいらっしゃるので、拠点病院における患者を本当に受け入れるのかということも点検していただきたい。

もう一つは、先ほど民間のことを考えていないのではないかというけれども、やはり民間の力と官の力が同時に出発した場合、やはり一言でいうと、インスティテューションナイズができていないんだと思うんです。民間も官も動く、官が民間を無視して動いているなんてことはあり得ませんから、そうだとすると、そういうものはつくっておくということが重要なんだろうということです。

それから、先ほど自衛隊はだれが指揮しているんだと、自衛隊は総理大臣以外の命令で動いたことはありません。

○ どうぞ。

○ 1つあるんですが、①の津波災害の避難誘導なんですけれども、実は、今回、生存者の57%が車で避難されているということで、私どもは、原則徒歩でということをおっしゃるけれども、現実、やはり車でしか避難できない方がたくさんいると。

そうすると、例えば信号が点灯していなかったのが40%なんですね。そうすると、信号がついていないときの交通のルールはないんですね。ですから、そういうものを新設していただきたい。

それから、大津波警報とかが出ているのに、信号のところには何も印象がないんですね。例えば、今、イギリスのロンドンでは、テムズ川が増水したら、浸水する危険のところには、交通標識があって、フラッシュライトがつくようになっているんです。ここから先に行くとき浸水しているからパーキングしてはいけないという道路標識があるんですね。夜でもフラッシュライトがつくのでわかるんですよ。こういう交通事故を起こさない交通標識というのはいっぱいあるんですが、災害時に、例えば山道に入るときに、ここからは3km先の標識のところまで止まるなどか、そういう標識がないと、自分だけ助かったらもういいんで、ずっと止まると、後ろから逃げて来られないとか、そういうことで、交通ルールを避難しやすいように改正していただく手立てはいっぱいあると思うんです。それを是非、お願いしたいと思います。

○ どうぞ。

○ やはりこういう対策を一元的に考えていますけれども、今回、いろいろなところに行って感じたのは、こういう災害が発生して、初日、それから少なくとも3日目くらいと、それから、その後の処置と、それから、長期的になったときの対策というのは全く違うんですね。

私は、石巻に行って、11日目に自分1人で行って見たんですが、そのとき、私が関心したのは、自衛隊の人たちだけが大きな釜で味噌汁の中に御飯を入れて、住民の人たちに配っていた。距離は、恐らく1km以上並ぶんです。どこから集まったかわからない

けれども、1 km 以上並ぶんです。でも、最後の 500m くらいの方は空っぽになってしまってもらえなくなる。でも、あの姿を見たときに、ああいう料理をして出してもらえという設備が一体地方にあるだろうか、やはりこれは自衛隊しかなかった。こういうことまで含めて、直後の問題と、3日ぐらい経った問題と、それから、長期に当たるものを考えて、おのおのの対策をする必要があるのではないかと思います。

○ どうぞ。

○ 2点ほど。1つは、阪神・淡路大震災のときに、ピーク時で32万人の避難者、1,153の避難所でしたが、1.17の3日後から県警3人、県職員2人、パトカー1台を1班として、100班体制での「避難所緊急パトロール隊」を編成して、避難所と被災地を半年間毎日巡回して、毎日その結果を県災害対策本部、これは24時間で動いておりましてので、それに報告、集約するというのをしました。そこからの新しい情報を持って、次の日にまた回っていく。指定避難所でない避難所におられる方々の発見などなど、市町村が壊滅的な打撃を受けている中で（県庁も被災していましたが、全県ではありませんでしたので、被災していない地域の県職員なども交代で回していったわけですが）、大変なところは情報発信ができませんので、いち早く県に情報を集めて対応する、また、防犯や安心感の上でも非常に大きな役割を果たしました。警察官と県職員がチームで動いたということが非常に有効に機能した典型的な例だったと思います。

平素から県警察と知事部局との協働の具体的な事業、これは普段からやっていないと、いざというときも回りませんので、そうした事業を普段から回しておくことが防災、減災のまちづくりのために非常に重要だと思います。

要援護者の避難支援につきましても、ただ単に人材バンクをつくって置いておいてもなかなか回りませんので、同じことが言えるだろうと思います。

2点目は、阪神・淡路大震災のときの「のじぎくパトロール隊」、それから新潟のときの「ゆきつばき隊」、また、このたびの東日本の被災地にも多くの女性警察官のチームが入られました。女性に対する犯罪ですとか、あるいは干していた下着がなくなるとか、着替えているところを見られるとか、あるいは悪質商法による高齢者の被害など、本人が言いにくいことなども含めて、きめ細かく相談・配慮をし、このたびも非常に御活躍いただいたと思いますので、女性警察官チームによる支援というのを明確に位置づけていくということについてもよろしくお願ひしたいと思います。

○ どうぞ。

○ 5ページの、より効率的、効果的な交通規制の実施方策ということなんですが、先ほど防衛省のところでいろいろ議論していましたが輸送というのは、大部分は陸路ですので、トラックに緊急の通行許可証を渡すことが、非常に大事なんですが、大変に煩瑣な業務が実際に、今回の東日本にもあったと聞いています。勿論、お医者様、あるいは医療品、それから道路警戒の、次かもしれませんけれども、あらかじめ輸送部隊についても、警察のスキームの中に是非入れておいていただきたいと思います。



それから、前に一度この話を聞いたときに、私自身の感想として申し上げたのは、本当に戦力としてカウントできる組織については、事前免許制を考えてもいいのではないか。病院の皆さん、それから製薬会社の皆さん、あるいは建設会社、あるいは輸送会社に、それこそ交通の運転免許と同じような意味になりますけれども、免許として事前に渡しておく、ただし、勿論、免許が有効になるのは発災後ですけれども、そういうものを事前に持っている。当然、そこに任期とか期限を付けて、有期にして、それなりの覚悟がある、あるいはコミットしていないと継続ができないような仕組みを用意しておく、大部分スムーズに輸送業務あるいは医療関係の業務あるいは道路警戒、あるいは道路警戒だけではなくても建設関係の資機材等の運搬というのも楽にできると思うので、是非、事前免許制を御検討いただくのと、輸送部隊も仲間に入れていただけるように御配慮いただけたらと思います。

○ どうぞ。

○ ありがとうございます。各地でちょうど復旧作業が始まったころだったんですけれども、私がたまたま仕事で東北の方に行ったときに、仕事先の方から、宿泊先で自由時間に余り外を視察して回るようなことをなさらない方がいいですよと言われたので、てっきり、私は、うっかり溝にはまったりして、事故やけがなどがないようにとかあるいはモラルの問題で言われたと思ったんですね。

ところが、夕方食事を一緒にしているうちに、いろいろ話を聞いてみますと、一番の理由が、犯罪に巻き込まれないようにということだったんです。きっとその方は、本当はそれを言うのがとてもみじめ思われたでしょうし、言いにくかったでしょうけれども、私のためにやっと言ってくれたようなんです。災害時には、ボランティアだとか、いろいろな方が外から訪れます。そして、そういう人たちは、自分の想いがすごく強くなりますから、より現場へ現場へと出ていこうとすると思うんです。そんなときの注意事項を、そのときどきのタイミングにより、宿泊先でのチェックインのときなどに注意を促すことが必要なのではないかと思います。

以上でございます。

○ どうぞ。

○ 今回の初期の政府の言い方というのは、非常に不満でございました。しかし、その後、政府にいろんなことを私は申し上げて、政府が理解してから、非常に一生懸命されたということは確かでございます。

例えば、ここにあるような緊急自動車の場合も、是非、初め、ガソリンを本当に道路で運べないのかということ自分で確かめたいと思ひまして、緊急自動車の標識をもらうために、警察に行きました。全然警察は慣れていなくて、あげられないと言うんですね。半日交渉した結果、やっとな本部と話をさせていただいて、それから私は水戸からずっと東京まで入って、そのときに高速道路のうねりが何か所かあって、それを全部チェックをして、国土交通大臣に申し上げました。

そうしたら、その次の日に、タンクローリーが通れるということがわかって、通してくれました。それでガソリンがまず非常によくなった。

その後、そういう集団がないかといったら、政府の方はタンクローリーを何百台用意したなんて発表したんです。通る道路がないということは、全然気がつかないで、そういうことを言っているわけです。それが、やっとな国土交通省の努力によって、鉄道を使うということに気がついて、そこを非常に早く直していただいた、それが大変ガソリンのあれによかったんだけれども、もう一つは、既に国交大臣の直下の命令で、タンクローリーは緊急自動車のステッカーは要らないという命令を出してくれたんですね。だから、やはり大臣の力というのは大変大きいものだ、そのときつくづく感じたんですが、やはりそのとき、そのときの緊急ということに対して、政府が一生懸命取り組めば、非常に早く解決するものもあるんだということを感じました。

平野大臣、本当に目の前にいてあれですが、平野先生が大臣になられて、本当に一生懸命、細かいところまで気を遣っていただいたことを、私は目の前で感じておりましたので、本当にありがとうございました。

○ ありがとうございます。どうぞ。

○ いろいろな御指摘をありがとうございました。女性警察官チームなんていうのは、非常に、言われてみると、そういうのがありますねという感じで、我々も被災地というのは、さっきもお話がありましたが、防犯的な部分でも、防災の後、極めてさまざまな問題が起こるわけですし、そこでパトロールをパトカーが走ることが一定の安心につながるという声は、いろんなところで聞いております。そういうところも含めて、すべての御提案、非常に企図するものでありまして、同時に、先ほどのお話の事前免許制、こういうのも1つのアイデアかなという気はしました。現状では、さっき原中先生がおっしゃったようなことは、今はないような立て付けになっていますけれども、更に一歩推し進めた発想ということなので、いろいろと研究していきたいと思います。

ありがとうございました。

○ ありがとうございます。ちょっと時間が押してきたんですが、議題としては終了したいと思います。

もう一つ最後に、災害対策基本法の見直しがございまして、中間報告の提言を踏まえて、現在、法制化をしているということですが、以前に申し上げたとおり、できるところから順次やっていくということで、今回の法制の見直しがすべてということではなくて、これにまた、御指摘をいただいたような観点から、更に見直しをしていって、ずっと積み重ねていくという、そういう前提での、今回の法案であります。できれば、今通常国会への法案提出を目指しております、その概要について、事務方の方から説明をさせていただきたいと思います。

○ 時間の関係もございまして、簡単に御説明をさせていただきます。

災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要の資料でございます。背景は省略させ

ていただきます。

概要の、まず（１）です。大規模広域な災害に対する即応力の強化。まず、１点目が発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化でございます。

特に、市町村が被害状況を報告できなかった場合には、都道府県が自ら情報収集を行うというようなこと。それから、国・地方団体等が情報を共有し、連携して当たるということを改めて規定する。

２点目ですが、地方団体間の応援業務に係る県・国の調整規定と業務の拡大でございます。市町村を越える、あるいは県境を越える自治体間の応援につきまして、個別に応援の求めが難しいような場合に、それぞれ県あるいは国が調整をするということ。

それから、現在の災対法上の応援でいきますと、緊急性の高い応急措置に限定されておりますが、これを避難所運営支援なり、そういったものにも拡大をしていくということでございます。

３点目が、地方公共団体間の相互応援を円滑化するための平素の備えの強化でございます。

ここは、国、地方団体あるいは民間事業者も含めた連携の強化あるいは応援につきましても、応援に行くあるいは応援を受けるということも想定した協定の締結なり、そういったこともやっていただきたいということでございます。

続きまして（２）です。大規模広域な災害時における被災者対応の改善です。救援物資を被災地に確実に供給する仕組みの創設。事実上は、いろいろな形で行われておりましたが、市町村は県に対し、県は国に対し物資の供給等を要請できる。状況によっては要請を待たずに物資の供給もできる。

併せて、県、国は運送事業者である指定公共機関に物資の運送を要請できるといったことも規定いたしたいと思っております。

それから、市町村、都道府県の区域を越える被災住民の受入れでございます。今回のような長期的、大規模な避難というものは、これまで余り想定されておりませんでした。市町村の区域を越える、あるいは県境を越える避難の受入れにつきまして、調整の規定を定めるものでございます。

なお、記載しておりませんが、被災市町村が行えないという場合には、県が代行して行うということも考えております。

（３）は、教訓伝承、防災教育の強化等々と多様な主体の参画による地域の防災力の向上でございます。

教訓伝承、今回の特に津波によりまして、教訓の伝承というのは非常に大切だということが実感されたということ。それから、防災教育の重要性ということも改めて規定させていただきたいと思っております。

それから、地域防災計画の策定等に当たりまして、現在は、非常に法律で細かい当て職規定になっておりますが、自主防災組織を構成する者あるいは学識経験のある方から

知事が任命できるという規定を追加し、併せて男女共同参画の視点もこういった規定をうまく使っていただいで推進をしていただければと思っております。

その他、防災会議と災対本部の役割の見直しをしております。

最後に黄色にあります、先ほど大臣の方からもございましたけれども、これは、まず最初、第一弾ということで、今後、所要の法改正を含む全般的な検討を加えて必要な措置を講ずるとさせていただいております。

なお、この法案につきましては、まだ、現在、政府内でも調整中でございますので、その取扱いにつきましては、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

- 時間が遅れぎみですけれども、この際ですので、どうぞ、御意見を聞かせていただければと思います。どうぞ。
- 先ほども申し上げたんですけれども、やはり3ページ目のところにあります、復興の枠組み、検討ということにつきまして、是非、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。
- ほかに、どうぞ。
- 阪神のときは、6か月後に改正があつて、やはりそれ以降できなくなつてつていふのがあつて、勿論、ここで引き続きやるんだという覚悟はよくわかるんですが、やはりいろんなものが水物なので、できるときにやつてしまえとつくづく思ふものですから、清原委員の復興もそうなんですが、あるいは3ページ目にいろいろ出していただいでいるものも、これについては、今後、必ず何とかするみたいな、できるだけ宿題をいっばい明示的に残すように、今回、いろいろタイトなスケジュールでやつておられるのはよくわかりますけれども、是非、格段の御配慮をいただけたらと思ひます。
- それでは、よろしいでしょうか。本当に今日も貴重な御意見、御示唆をいただきましてありがとうございます。

第9回については、5月中旬から下旬にかけて開催していきたいと思っております。議題は、各府省における中間報告への対応状況ということで、引き続き、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、ここに対応状況の報告をしていただいで、また、議論をしていきたいと思っております。

日程等については、今後、調整が済み次第、正式に連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の会議の内容につきましては、この後の会見において、私の方から記者発表をするということにさせていただきたいと思ひます。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

以 上